

令和 6 年度 第 3 回

小林市国民健康保険運営協議会資料

令和 6 年 11 月 6 日 作成

小林市国民健康保険運営協議会については、本来、委員の皆様一堂が会し、当市の国民健康保険事業の運営についてご審議いただいているところですが、今回は議題が 1 件のみであることから、委員の皆様の出席への負担を考慮し、高妻 賢士 会長 と協議した結果、通常の出会審議に替えて書類審議方式といたします。

つきましては、小林市国民健康保険運営協議会に対し提出議題について意見を求めます。

令和 6 年 11 月 6 日

小林市長 宮原 義久

議題 1 令和 6 年度 小林市国民健康保険事業特別会計 12 月補正予算（案）について

小林市 市民生活部 ほけん課

議題 1 令和 6 年度 小林市国民健康保険事業特別会計12月補正予算（案）について

歳入に係る12月補正予算（案）

歳入				(単位：円)
予 算 科 目 (款)	補正前予算	12月補正額 (案)	補正後予算	説 明
1 国民健康保険税	1,057,756,000	0	1,057,756,000	12月補正予算の理由：8繰越金について 歳出予算で計上した国庫支出金及び特別交付金の精算に伴う返還金合計額4,174,000円の財源として、前年度繰越金(決算余剰金)を同額の4,174,000円計上します。
2 一部負担金	1,000	0	1,000	
3 使用料及び手数料	749,000	0	749,000	
4 国庫支出金	4,657,000	0	4,657,000	
5 県支出金	4,263,430,000	0	4,263,430,000	
6 財産収入	1,000	0	1,000	
7 繰入金	673,241,000	0	673,241,000	
8 繰越金	13,375,000	4,174,000	17,549,000	
9 諸収入	8,744,000	0	8,744,000	
歳 入 総 額	6,021,954,000	4,174,000	6,026,128,000	

議題 1 令和 6 年度 小林市国民健康保険事業特別会計12月補正予算（案）について

歳出に係る12月補正予算（案）

歳出

(単位：円)

予 算 科 目 (款)	補正前予算	12月補正額 (案)	補正後予算	説 明
1 総務費	163,131,000	0	163,131,000	12月補正予算の理由： 6 諸支出金について
2 保険給付費	4,189,281,000	0	4,189,281,000	令和 5 年度出産育児一時金臨時補助金(国庫支出金)
3 国民健康保険事業費納付金	1,558,089,000	0	1,558,089,000	141,000円の交付を受け、実績により精算したところ
4 保健事業費	90,329,000	0	90,329,000	その実績額が125,000円となるため、差額の16,000円
5 基金積立金	1,000	0	1,000	を国に返還するため計上します。
6 諸支出金	11,123,000	4,174,000	15,297,000	同じく、令和 5 年度特別交付金(保健事業に係る交
7 予備費	10,000,000	0	10,000,000	付金)22,542,000円の交付を受け、実績により精算し
				たところ、その実績額が18,382,000円となるため、
				差額の4,160,000円を県に返還するため、現在の予算
				額2,000円を差し引いた4,158,000円を計上します。
				上記合計：16,000円+4,158,000円=4,174,000円
歳 出 総 額	6,021,954,000	4,174,000	6,026,128,000	

(グラフ) 補正後予算における各科目の割合



参考 小林市国民健康保険運営協議会委員

委員名簿

任期 令和4年5月9日～令和7年5月8日

区分		推薦団体	氏 名	備 考
公益代表	1	区長会	高 妻 賢 士	
	2	区長会	山 田 博	
	3	民生委員・児童委員協議会	吉 脇 辰 男	
	4	民生委員・児童委員協議会	柿 木 由 紀 子	
保険医代表	5	医師会	園 田 定 彦	
	6	医師会	竹 之 内 剛	
	7	歯科医師団	小 城 研 二	
	8	薬剤師会	福 森 一 真	
被保険者代表	9	野尻地区（男性）	岩 松 浩	
	10	野尻地区（女性）	竹 山 真 弓 美	
	11	須木地区（女性）	有 木 鈴 子	
	12	小林市消防団	芝 原 靖 彦	
被用者保険代表	13	宮崎県市町村職員共済組合	富 田 洋 平	

小林市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（抜粋）

（権限） 協議会は、市の国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応ずるとともに、必要があるときは、市長に意見を述べることができる。

（定足数） 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。